

第2 経営事項審査に係る業種別技術職員コード表

別表（四）業種別技術職員コード表 1/3（経審）

注：アルファベットが含まれるコード（11A、21B等）は解体工事新設に伴う経過措置用です。解体工事の経審を申請する方のみ使用してください。
※ 附則第4条により、「旧とび・土工事業」の要件に該当する技術者は、2021年3月31日までは、解体工事の技術者とみなします。

コード		建設業の種類																									
		土	木	大	左	石	電	管	タ	鋼	筋	鉄	力	防	内	機	絶	通	開	井	臭	汚	清	解			
001	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
002	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
003	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
004	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
建設業法（技術検定）	111	1級建設機械施工技士	5	5			5	5					5														
	11A	1級建設機械施工技士（附則第4条該当）	5	5			5	5					5														5
	212	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）	2	2			2	2					2														
	21B	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）（附則第4条該当）	2	2			2	2					2														
	113	1級土木施工管理技士	5	5			5	5			5	5	5	5									5			5	
	11C	1級土木施工管理技士（附則第4条該当）	5	5			5	5			5	5	5	5									5			5	
	214	2級土木施工管理技士	種別	土木	2	2		2	2			2	2	2												2	2
	土木（附則第4条該当）			2	2		2	2			2	2	2											2	2		
	鋼構造物塗装																	2									
	薬液注入							2	2																		
	21D	種別	薬液注入（附則第4条該当）					2	2																	2	
	215		2級土木施工管理技士																								
	216																										
	21E							2	2																	2	
	120	1級建築施工管理技士			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	12A	1級建築施工管理技士（附則第4条該当）			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
221	2級建築施工管理技士	種別	建築	2																						2	
222			躯体		2	2	2			2	2	2	2													2	
22B			躯体（附則第4条該当）		2	2	2			2	2	2	2													2	
223			仕上げ		2	2		2	2		2				2	2	2	2	2	2			2				
127	1級電気工事施工管理技士									5																	
228	2級電気工事施工管理技士									2																	
129	1級管工事施工管理技士									5																	
230	2級管工事施工管理技士									2																	
133	1級造園施工管理技士																								5		
234	2級造園施工管理技士																								2		
建築士法	137	1級建築士			5	5			5	5	5					5											
	238	2級建築士			2	2			2	2						2											
	239	木造建築士			2																						
	技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）	5	5			5	5		5			5	5							5					5
14A		建設・総合技術監理（建設）（附則第4条該当）	5	5			5	5		5			5	5							5					5	
142		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	5	5			5	5		5	5	5	5	5							5					5	
14B		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（附則第4条該当）	5	5			5	5		5	5	5	5	5							5					5	
143		農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	5	5			5	5																			
14C		農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）（附則第4条該当）	5	5			5	5																		5	
144		電気電子・総合技術監理（電気電子）								5												5					
145		機械・総合技術監理（機械）																						5			
146		機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）									5												5				
147		上下水道・総合技術監理（上下水道）									5																
148		上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）									5													5	5		
149		水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	5	5			5	5						5													
14D		水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）（附則第4条該当）	5	5			5	5						5												5	
150		森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																							5		
151		森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	5	5			5	5																5			
15A	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（附則第4条該当）	5	5			5	5																5		5		
152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）									5																	
153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）									5															5		
154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）									5															5	5	
電気工事士法	155	第1種電気工事士								2																	
	256	第2種電気工事士								1																	
電気事業法	258	電気主任技術者（第1種～第3種）								1																	
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者																						1			
水道法	265	給水装置工事主任技術者								1																	
消防法	168	甲種消防設備士																							2		
	169	乙種消防設備士																							2		
		土	木	大	左	石	電	管	タ	鋼	筋	鉄	力	防	内	機	絶	通	開	井	臭	汚	清	解			

アルファベットが含まれるコードは解体工事の経審を申請する方のみ使用してください。

建設業法（技術検定）

土木（附則第4条該当）

鋼構造物塗装

薬液注入（附則第4条該当）

土木（附則第4条該当）

鋼構造物塗装

薬液注入（附則第4条該当）

土木（附則第4条該当）

鋼構造物塗装

薬液注入（附則第4条該当）

土木（附則第4条該当）

鋼構造物塗装

薬液注入（附則第4条該当）

土木（附則第4条該当）

鋼構造物塗装

薬液注入（附則第4条該当）

土木（附則第4条該当）

鋼構造物塗装

薬液注入（附則第4条該当）

土木（附則第4条該当）

鋼構造物塗装

薬液注入（附則第4条該当）

土木（附則第4条該当）

別表（四）業種別技術職員コード表 2/3（経審）

※ 附則第4条により、「旧とび・土工事業」の要件に該当する技術者は、2021年3月31日までは、解体工事業の技術者とみなします。

[illegible]

別表（四）業種別技術職員コード表 3/3（経審）

注：アルファベットが含まれるコード（11A、21B等）は解体工事新設に伴う経過措置用です。解体工事の経費を申請する方のみ使用してください。

※ 附則第4条により、「旧とび・土工事業」の要件に該当する技術者は、2021年3月31日までは、解体工事の技術者とみなします。

[illegible]